

議 事 日 程

令和 2 年 第 1 回 定 例 会
1 月 2 4 日 (金) 午 後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認 (令和元年第 8 回定例会)

第 4 教育長の報告

第 5 議案第 1 号 臨時代理の承認を求めることについて (消費税率及び地方消費税率の引上げ率等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (第 1 条、第 5 条、第 9 条及び第 1 0 条))

第 6 議案第 2 号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第 7 議案第 3 号 令和 2 年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について

第 8 議案第 4 号 五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について

第 9 議案第 5 号 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について

第 1 0 議案第 6 号 五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について

閉会

※ 次回定例会開催予定日 令和 2 年 2 月 1 4 日 (金) 午 後 1 時 3 0 分
五所川原市本庁舎 3 階 議会委員会室

令和 2 年

五所川原市教育委員会

第 1 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第1号	臨時代理の承認を求めることについて(消費税率及び地方消費税率の引上げ率等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(第1条、第5条、第9条及び第10条))	P 1
2	議案第2号	五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	P 20
3	議案第3号	令和2年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について	P 24
4	議案第4号	五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について	P 28

議案第1号

臨時代理の承認を求めることについて

下記事件について、五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第6条第1項の規定により次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年1月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

記

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(第1条、第5条、第9条及び第10条)

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴い、使用料及び利用料金の上限を改めるほか所要の事項を改めるために提案する条例案に同意したので、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第 号

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月28日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
(五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例の一部改正)

第1条 五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例(平成17年五所川原市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保管し、」の次に「及び」を、「供し」の次に「、並びに文化的催し等の用に供する施設の設置、管理及び使用等に関し必要な事項を定め」を加える。

第5条第1項中「記念館の入館料は、別表第1のとおりとする」を「記念館を観覧しようとする者は、別表第1に定める入館料を支払わなければならない」に改める。

第12条を第17条とし、第11条を第16条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「施設使用」を「入館及び使用」に改め、同項第2号中「許可を拒み」を「利用を拒み」に改め、「若しくは」を削り、「中止」の次に「若しくは利用の停止」を加え、同項第4号中「収受する」を「収受し及び還付する」に改め、同条を第15条とする。

第9条第2項中「記念館の」の次に「入館及び」を加え、同条第3項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第5条から前条までの規定は、第1項の記念館の管理を指定管理者に行わせる場合及び利用料金について準用する。この場合において、第5条第2項、第6条、第7条第2項、第8条、第10条及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。

第9条を第14条とする。

第8条の見出し中「の拒否等」を「及び使用の制限」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、使用を拒み、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 記念館の施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 使用の目的が第4条に規定する事業と合致しないとき。

(4) 虚偽の申請をし、又は不正の手段によって許可を得たとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理運営上支障があると認められるとき。

第8条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 第6条第1項の使用の許可を得た者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、施設の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は器具若しくは備品等を搬入しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、施設の使用が終わったとき又は使用を停止されたときは、直ちに現状に復さなければならない。

第7条の見出し中「入館料」を「入館料等」に改め、同条中「認められる」を「認める」に、「入館料」を「入館料等」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「入館料」を「入館料等」に改め、同条中「入館料」の次に「及び使用料（以下「入館料等」という。）」を加え、同条ただし書中「場合は、」の次に「入館料等の全部又は一部を」を加え、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（使用の許可）

第6条 別表第2に掲げる記念館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、記念館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第7条 記念館の施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する使用料は前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

入館料

区分	単独券			共通券		
	個人	団体	年間入館料	個人	団体	年間入館料
一般	600円	500円	2,000円	1,000円 (500円)	900円 (450円)	3,000円 (1,500円)
高校・大学生	400円	300円	1,300円	600円 (300円)	500円 (250円)	1,800円 (900円)
小・中学生	250円	200円	800円	400円 (200円)	300円 (150円)	1,200円 (600円)

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第7条関係）

施設使用料

区分	使用料		使用時間
	非営利	営利	
米蔵	1,300円	2,600円	午前9時から正午まで
	1,800円	3,600円	午後1時から午後5時まで
	2,700円	5,400円	午後6時から午後10時まで
	5,800円	11,600円	午前9時から午後10時まで
1階座敷	3,600円	7,200円	午後6時から午後10時まで

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第14条関係）

1 入館料

区分	単独券			共通券		
	個人	団体	年間入館料	個人	団体	年間入館料
一般	600円以内	500円以内	2,000円以内	1,000円以内	900円以内	3,000円以内

高校・大学生	400 円以内	300 円以内	1,300 円以内	600 円以内	500 円以内	1,800 円以内
小・中学生	250 円以内	200 円以内	800 円以内	400 円以内	300 円以内	1,200 円以内

備考

- 1 単独券とは記念館だけに使用する券、共通券とは三味線会館と記念館の両方に使用する券をいう。
- 2 団体とは、20人以上で構成され責任者の引率する集団をいう。

2 施設利用料金

区分	利用料金		利用時間
	非営利	営利	
米蔵	1,300 円以内	2,600 円以内	午前 9 時から正午まで
	1,800 円以内	3,600 円以内	午後 1 時から午後 5 時まで
	2,700 円以内	5,400 円以内	午後 6 時から午後 10 時まで
	5,800 円以内	11,600 円以内	午前 9 時から午後 10 時まで
1 階座敷	3,600 円以内	7,200 円以内	午後 6 時から午後 10 時まで

(五所川原市市浦地域活性化センター設置条例の一部改正)

第 2 条 五所川原市市浦地域活性化センター設置条例（平成 17 年五所川原市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 交流コーナーの項中「300 円」を「310 円」に、「600 円」を「630 円」に改める。

別表第 2 区分の部利用料の項中「利用料」を「利用料金」に改め、同表交流コーナーの項中「300 円」を「310 円」に、「600 円」を「630 円」に改める。

(五所川原市ペット火葬場設置条例の一部改正)

第 3 条 五所川原市ペット火葬場設置条例（平成 17 年五所川原市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

ペット火葬場使用料

区分	1 体当たりの使用料（円）			
	市内飼養者		市外飼養者	
	合同火葬	単独火葬	合同火葬	単独火葬
25 kg 以上		10,480		15,820
20 kg 以上 25 kg 未満	4,710	9,430	8,960	14,770
10 kg 以上 20 kg 未満	4,190	8,380	8,430	13,720
10 kg 未満	3,140	6,290	7,390	12,680

(五所川原市立佞武多の館設置条例の一部改正)

第 4 条 五所川原市立佞武多の館設置条例（平成 17 年五所川原市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 立佞武多展示室、展示ギャラリー利用料金の表中

「

800 円以下	300 円以下	3,000 円以下
500 円以下	100 円以下	
300 円以下		

」

を

「

840 円以下	310 円以下	3,140 円以下
520 円以下	100 円以下	
310 円以下		

」

に改める。

別表の2 貸室利用料の表1階多目的ホールの項及び5階練習室1の項中「8,000円」を「8,380円」に改め、同表5階練習室2の項中「10,000円」を「10,480円」に改め、同表6階会議室1の項、6階会議室2の項及び6階体験学習室の項中「6,000円」を「6,290円」に改め、同表7階展望ラウンジの項中「10,000円」を「10,480円」に改める。

別表の4 備品利用料の表データプロジェクタの項及びビジュアルプレゼンターの項中「300円」を「310円」に改め、同表DVD・ビデオデッキの項及びOHPスクリーンの項中「200円」を「220円」に改め、同表イベント用音響・照明設備一式の項中「3,000円」を「3,140円」に改め、同表ピアノの項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

(五所川原市津軽三味線会館設置条例の一部改正)

第5条 五所川原市津軽三味線会館設置条例(平成17年五所川原市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「不可抗力等」を「不可抗力」に改める。

第6条第1項中「以下」を「次条から第12条までにおいて」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

第7条各号列記以外の部分中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「別表第2に掲げる三味線会館の施設又は備品の使用の許可」を「使用」に、「又は使用」を「又は使用の許可」に改める。

第8条第3項中「不可抗力等」を「不可抗力」に改める。

第9条中「別表第2に掲げる三味線会館の施設又は備品の」を削る。

第10条中「三味線会館の」を削る。

第12条第5項を次のように改める。

5 第4条から前条までの規定は、第1項の三味線会館の管理を指定管理者に行わせる場合及び利用料金について準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項、第5条から第7条まで、第8条第2項及び第3項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項及び第8条第1項中「市長が」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。

第13条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「許可を拒み」を「利用を拒み」に改め、同項第5号中「収受する」を「収受し及び還付する」に改める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

入館料

区分	単独券			共通券		
	個人	団体	年間入館料	個人	団体	年間入館料
一般	600円	500円	2,000円	1,000円 (500円)	900円 (450円)	3,000円 (1,500円)
高校・大学生	400円	300円	1,300円	600円 (300円)	500円 (250円)	1,800円 (900円)
小・中学生	250円	200円	800円	400円 (200円)	300円 (150円)	1,200円 (600円)

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第8条関係）

施設・備品使用料

区分	使用料		使用時間
	非営利	営利	
野外ステージ	1回当たり 6,300円	1回当たり 12,600円	午後5時から午後10時まで
多目的ホール	1時間当たり 5,500円	1時間当たり 11,000円	
研修室	1時間当たり 600円	1時間当たり 1,200円	
三味線	1人1回 30分当たり 5,000円 (2人目以降は、1人につき500円を加算した額)		午前9時から午前10時まで及び午後3時から午後4時30分まで

備考 冷暖房を使用する場合は、次に掲げる額を加算する。

- 1 多目的ホール 1回当たり500円
- 2 研修室 1回当たり250円

別表第3の1 入館料の表備考以外の部分を次のように改める。

1 入館料

区分	単独券			共通券		
	個人	団体	年間入館料	個人	団体	年間入館料
一般	600円以内	500円以内	2,000円以内	1,000円以内	900円以内	3,000円以内
高校・大学生	400円以内	300円以内	1,300円以内	600円以内	500円以内	1,800円以内
小・中学生	250円以内	200円以内	800円以内	400円以内	300円以内	1,200円以内

別表第3の2 施設・備品利用料金の表を次のように改める。

2 施設・備品利用料金

区分	利用料金		利用時間
	非営利	営利	
野外ステージ	1回当たり 6,300円以内	1回当たり 12,600円以内	午後5時から午後10時まで
多目的ホール	1時間当たり 5,500円以内	1時間当たり 11,000円以内	
研修室	1時間当たり 600円以内	1時間当たり 1,200円以内	
三味線	1人1回30分当たり 5,000円以内 (2人目以降は、1人につき500円以内を加算した額)		午前9時から午前10時まで及び午後3時から午後4時30分まで

備考 冷暖房を使用する場合は、次に掲げる額を加算する。

- 1 多目的ホール 1回当たり500円以内
- 2 研修室 1回当たり250円以内

(五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例の一部改正)

第6条 五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例（平成17年五所川原市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表第2 イベント広場の項中「300円」を「310円」に改め、同表キャンプ場の項中「500円」を「1,000円」に改め、同表ケビンの項中「14,400円」を「15,090円」に、「12,000円」を「12,570円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

備品名	使用料	備考
毛布	1枚 600円	

別表第4 イベント広場の項中「300円」を「310円」に改め、同表キャンプ場の項中「500円」を「1,000円」に改め、同表ケビンの項中「14,400円」を「15,090円」に、「12,000円」を「12,570円」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第10条関係）

備品名	利用料金	備考
毛布	1枚 600円以内	

(五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例の一部改正)

第7条 五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例（平成17年五所川原市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第2 鯉御殿の部大研修室の項中「1,200円」を「1,260円」に改め、同部小研修室の項中「450円」を「470円」に改め、同部宿泊の項中「3,900円」を「4,090円」に改め、同表バンガローの項中「8,000円」を「8,380円」に改め、同表寝具の項中「500円」を「1,000円」に改める。

別表第3 鯉御殿の部大研修室の項中「1, 200円」を「1, 260円」に改め、同部小研修室の項中「450円」を「470円」に改め、同部宿泊の項中「3, 900円」を「4, 090円」に改め、同表バンガローの項中「8, 000円」を「8, 380円」に改め、同表寝具の項中「500円」を「1, 000円」に改める。

(五所川原市十三湖マリーナ設置条例の一部改正)

第8条 五所川原市十三湖マリーナ設置条例(平成17年五所川原市条例第167号)の一部を次のように改正する。

別表第1 使用区分の部1艇年間の項中「171, 000円」を「200, 000円」に改め、同部1艇1か月の項中「28, 500円」を「33, 330円」に改め、同部1艇1日の項中「2, 280円」を「2, 660円」に改める。

別表第2 利用区分の部1艇年間の項中「171, 000円」を「200, 000円」に改め、同部1艇1か月の項中「28, 500円」を「33, 330円」に改め、同部1艇1日の項中「2, 280円」を「2, 660円」に改める。

(五所川原市体育施設設置条例の一部改正)

第9条 五所川原市体育施設設置条例(平成17年五所川原市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表第2」を「別表第2から別表第16まで」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、これらの表に定めのない附属設備及び備品類の使用料は、教育委員会規則で定める単位ごとに、1附属設備又は1備品につき1万円以内で教育委員会規則で定める額とする。

第8条第2項中「は、1日当たり8時間として計算し、使用時間」を削り、同条第4項中「還付する」を「還付することができる」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 体育施設の使用回数は、使用時間にかかわらず、1申請当たり1回として計算し、使用が数日に及ぶ場合は、1日当たり1回として計算する。

第8条に次の1項を加える。

6 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条第3項中「利用料金は、」の次に「前条第1項ただし書及び」を加え、「のとおりにする」を「から別表第16までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする」に、「同表中」を「これらの表中」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 前条の規定は、体育施設の利用料金の収受、還付、減免について準用する。この場合において、同条第4項及び第6項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

第10条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「を収受する」を「に関する」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第8条、第9条関係)

五所川原市民体育館

区分			使用料	
貸切り使用	主競技場	非営利	高校生以下	1,500円/時間
			一般	2,000円/時間
		営利		21,000円/時間
	補助競技場	非営利		500円/時間
		営利		3,000円/時間
	会議室等 (1室)	非営利		300円/時間
営利			2,000円/時間	
個人使用	高校生以下 1人につき		60円/時間	
	一般 1人につき		120円/時間	
臨時売店による区画の使用 (自動販売機を除く。)	1平方メートルにつき		600円/1回	
附属設備	暖房		7,000円/時間	
	放送設備一式		1,000円/1回	
	電気使用(施設備品を使用する場合を除く。) 1キロワットにつき		50円/時間	
	温水シャワー 1栓につき		100円/1回	
	体育器具	バスケットゴール(スプリング式) 1セット		10,000円/時間
		得点等カウンターシステム一式		550円/時間
その他体育器具 1セット		200円/1回		

備考

- 貸切り使用とは、施設を専用として使用することを、個人使用とは、貸切り使用を除く10人未満の個人が使用の当日の申請に基づき施設(共用部分を含む。)の一部又は全部を使用することをいう。
- 貸切り使用の使用料には照明使用料を、個人使用の使用料には照明使用料及び体育器具使用料を含む。
- 貸切り使用において、主競技場及び補助競技場を半面使用する場合の使用料は、半額とする。
- 会議室等とは、事務室、主競技場及び補助競技場を除く室とする。
- 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

別表に次の14表を加える。

別表第3 (第8条、第9条関係)

五所川原市営球場

区分		使用料
野球場	非営利	900 円／時間
	営利	54,000 円／時間
臨時売店による区画の使用（自動販売機を除く。）	1 平方メートルにつき	600 円／1 回
附属設備	放送設備一式	1,000 円／1 回
	電気使用（施設備品を使用する場合を除く。） 1 キロワットにつき	50 円／時間

備考 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

別表第4（第8条、第9条関係）

五所川原市営庭球場

区分		使用料	
庭球場（1面）	非営利	午前9時から午後6時まで	310 円／時間
		午後6時から午後9時まで	620 円／時間
	営利		5,000 円／時間
臨時売店による区画の使用（自動販売機を除く。）	1 平方メートルにつき	600 円／1 回	
附属設備	電気使用（施設備品を使用する場合を除く。） 1 キロワットにつき	50 円／時間	

備考

- 1 この表の区分に掲げる時間以外に使用する場合の使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。
- 2 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

別表第5（第8条、第9条関係）

五所川原市北斗グラウンド

区分	使用料
野球場	無料
サッカー場	無料
多目的広場	無料

別表第6（第8条、第9条関係）

五所川原市金木B & G海洋センター（プール）

区分	使用料
プール	無料

別表第7（第8条、第9条関係）

五所川原市市浦B & G海洋センター（体育館）

区分			使用料	
貸切り使用	主競技場	非営利	高校生以下	750 円／時間
			一般	1,000 円／時間
		営利		9,000 円／時間
	会議室等 (1 室)	非営利		300 円／時間
営利		2,000 円／時間		
個人使用	高校生以下 1 人につき		60 円／時間	
	一般 1 人につき		120 円／時間	
臨時売店による区画の使用 (自動販売機を除く。)	1 平方メートルにつき		600 円／1 回	
附属設備	電気使用 (施設備品を使用する場合を除く。) 1 キロワットにつき		50 円／時間	
	体育器具 1 セット		200 円／1 回	

備考

- 貸切り使用とは、施設を専用として使用することを、個人使用とは、貸切り使用を除く 10 人未満の個人が使用の当日の申請に基づき施設(共用部分を含む。)の一部又は全部を使用することをいう。
- 貸切り使用の使用料には照明使用料を、個人使用の使用料には照明使用料及び体育器具使用料を含む。
- 貸切り使用において、主競技場を半面使用する場合の使用料は、半額とする。
- 会議室等とは、事務室及び主競技場を除く室とする。
- 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について 1 平方メートル未満の端数があるときは、これを 1 平方メートルとして計算する。

別表第 8 (第 8 条、第 9 条関係)

五所川原市市浦 B & G 海洋センター (艇庫)

区分	使用料
カヌー	無料
OP ヨット	
ローボート	

別表第 9 (第 8 条、第 9 条関係)

五所川原市嘉瀬スキー場

区分	使用料
リフト	無料
ヒュッテ	

別表第 10 (第 8 条、第 9 条関係)

五所川原市金木運動公園

区分	使用料
----	-----

野球場	非営利		900 円／時間
	営利		54,000 円／時間
庭球場（1面）	非営利	午前9時から午後6時まで	310 円／時間
		午後6時から午後9時まで	620 円／時間
	営利		5,000 円／時間
臨時売店による区画の使用（自動販売機を除く。）	1平方メートルにつき		600 円／1回
附属設備	放送設備1式		1,000 円／1回
	電気使用（施設備品を使用する場合を除く。） 1キロワットにつき		50 円／時間

備考

- 1 この表の区分に掲げる時間以外に使用する場合の使用料については、直近の当該時間における使用料の額とする。
- 2 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

別表第11（第8条、第9条関係）

五所川原市山村広場

区分		使用料
野球場	非営利	900 円／時間
	営利	54,000 円／時間
臨時売店による区画の使用（自動販売機を除く。）	1平方メートルにつき	600 円／1回
附属設備	電気使用（施設備品を使用する場合を除く。） 1キロワットにつき	50 円／時間

備考

- 1 野球場の使用料には、照明使用料を含む。
- 2 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

別表第12（第8条、第9条関係）

五所川原市つがる克雪ドーム

区分			使用料	
貸切り使用	多目的グラウンド	非営利	高校生以下	4,000 円／時間
			一般	6,200 円／時間
			営利	62,000 円／時間
	会議室等（1室）	非営利		300 円／時間

		営利	2,000 円／時間
個人使用	高校生以下 1人につき		60 円／時間
	一般 1人につき		120 円／時間
臨時売店による区画の使用 (自動販売機を除く。)	1 平方メートルにつき		600 円／1 回
附属設備	会議室等冷暖房		100 円／時間
	放送設備一式		1,000 円／1 回
	電気使用 (施設備品を使用する場合を除く。) 1 キロワットにつき		50 円／時間
	スコアボード		1,000 円／時間
	体育器具 1 セット		200 円／1 回

備考

- 1 貸切り使用とは、施設を専用として使用することを、個人使用とは、貸切り使用を除く 10 人未満の個人が使用の当日の申請に基づき施設 (共用部分を含む。) の一部又は全部を使用することをいう。
- 2 貸切り使用の使用料には照明使用料を、個人使用の使用料には照明使用料及び体育器具使用料を含む。
- 3 貸切り使用において、多目的グラウンドを半面使用する場合の使用料は、半額とする。
- 4 会議室等とは、事務室及び多目的グラウンドを除く室とする。
- 5 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について 1 平方メートル未満の端数があるときは、これを 1 平方メートルとして計算する。

別表第 13 (第 8 条、第 9 条関係)

五所川原市弓道場

区分			使用料	
貸切り使用	弓道場	非営利	高校生以下	180 円／時間
			一般	360 円／時間
		営利		7,000 円／時間
	会議室等 (1 室)	非営利		300 円／時間
営利			2,000 円／時間	
個人使用	高校生以下 1人につき		60 円／時間	
	一般 1人につき		120 円／時間	
臨時売店による区画の使用 (自動販売機を除く。)	1 平方メートルにつき		600 円／1 回	
附属設備	暖房 1 台につき		200 円／時間	
	的中表示システム一式		200 円／1 回	

	放送設備一式	1,000円／1回
	電気使用(施設備品を使用する場合を除く。) 1キロワットにつき	50円／時間

備考

- 貸切り使用とは、施設を専用として使用することを、個人使用とは、貸切り使用を除く10人未満の個人が使用の当日の申請に基づき施設(共用部分を含む。)の一部又は全部を使用することをいう。
- 貸切り使用の使用料には照明使用料を、個人使用の使用料には照明使用料及び体育器具使用料を含む。
- 会議室等とは、弓道場を除く室とする。
- 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

別表第14 (第8条、第9条関係)

五所川原市勤労者総合スポーツ施設

区分			使用料
貸切り使用	主競技場	非営利 高校生以下	400円／時間
		一般	600円／時間
		営利	6,000円／時間
	柔道場	非営利	250円／時間
		営利	3,000円／時間
	会議室等 (1室)	非営利	300円／時間
営利		2,000円／時間	
個人使用	高校生以下 1人につき	60円／時間	
	一般 1人につき	120円／時間	
臨時売店による区画の使用 (自動販売機を除く。)	1平方メートルにつき	600円／1回	
附属設備	暖房 1台につき	300円／時間	
	電気使用(施設備品を使用する場合を除く。) 1キロワットにつき	50円／時間	
	体育器具1セット	200円／1回	

備考

- 貸切り使用とは、施設を専用として使用することを、個人使用とは、貸切り使用を除く10人未満の個人が使用の当日の申請に基づき施設(共用部分を含む。)の一部又は全部を使用することをいう。
- 貸切り使用の使用料には照明使用料を、個人使用の使用料には照明使用料及び体育器具使用料を含む。
- 貸切り使用において、主競技場を半面使用する場合の使用料は、半額とする。
- 会議室等とは、事務室、主競技場及び柔道場を除く室とする。

- 5 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

別表第15 (第8条、第9条関係)

五所川原市金木相撲場

区分		使用料
相撲場	非営利	無料
	営利	3,000円/時間
観覧場	非営利	無料
	営利	300円/時間

別表第16 (第8条、第9条関係)

五所川原市漆川体育館

区分			使用料	
貸切り使用	主競技場	非営利	高校生以下 一般	600円/時間
		営利		9,000円/時間
		多目的室	非営利	300円/時間
	営利		2,000円/時間	
	会議室等 (1室)	非営利	300円/時間	
		営利	2,000円/時間	
個人使用	高校生以下 1人につき		60円/時間	
	一般 1人につき		120円/時間	
臨時売店による区画の使用 (自動販売機を除く。)	1平方メートルにつき		600円/1回	
附属設備	電気使用(施設備品を使用する場合を除く。) 1キロワットにつき		50円/時間	
	体育器具1セット		200円/1回	

備考

- 貸切り使用とは、施設を専用として使用することを、個人使用とは、貸切り使用を除く10人未満の個人が使用の当日の申請に基づき施設(共用部分を含む。)の一部又は全部を使用することをいう。
- 貸切り使用の使用料には照明使用料を、個人使用の使用料には照明使用料及び体育器具使用料を含む。
- 貸切り使用において、主競技場を半面使用する場合の使用料は、半額とする。
- 会議室等とは、事務室、主競技場及び多目的室を除く室とする。
- 臨時売店の設置場所は、建物の内外を問わず、敷地内に設置する場合とし、設置面積について1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。

(五所川原市楠美家住宅設置条例の一部改正)

第10条 五所川原市楠美家住宅設置条例（平成18年五所川原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伝え」の次に「、及び文化的催し等の用に供する施設の設置、管理及び使用等に関し必要な事項を定め」を加える。

第9条を第16条とし、第8条を第15条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第5条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に、「施設への入館制限等」を「施設の利用の制限」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号中「事業」を「業務」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 利用料金を収受し及び還付すること。

第7条第1項に第1号として次の1号を加える。

(1) 施設の利用(指定管理者が施設を管理する場合の入館及び使用をいう。以下同じ。)の許可(以下この項において「許可」という。)を行うこと。

第7条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同条を第14条とする。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 教育委員会は、指定管理者に使用施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させる。

3 使用施設の利用料金は、別表第2のとおりとする。

第6条に次の1項を加える。

5 第4条から前条までの規定は、第1項の施設の管理を指定管理者に行わせる場合及び利用料金について準用する。この場合において、第5条、第6条第2項、第7条、第9条第2項及び第3項並びに第11条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と読み替えるものとする。

第6条を第13条とする。

第5条の見出しを「(入館及び使用の制限)」に改め、同条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「拒否し、」の次に「施設から」を、「又は」の次に「その他の」を加え、同条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、次の各号に該当すると認める場合には、使用を拒み、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 使用施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 使用の目的が第3条に規定する業務と合致しないとき。

(4) 虚偽の申請をし、又は不正の手段によって許可を得たとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

第5条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 第5条第1項の使用の許可を得た者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、使用施設の使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は

器具若しくは備品等を搬入しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用施設の使用が終わったとき又は使用を停止されたときは、直ちに現状に復さなければならない。

第4条の次に次の4条を加える。

(使用の許可)

第5条 別表第1に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用施設の使用料は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する使用料は前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(使用料の不還付)

第7条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により使用料を免除することができる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第5条、第6条関係)

施設使用料

区分	使用料		使用時間
	非営利	営利	
奥座敷	1,200円	2,400円	午前9時から正午まで
	1,600円	3,200円	正午から午後4時まで
	2,800円	5,600円	午前9時から午後4時まで

別表第2(第13条関係)

施設利用料金

区分	利用料金		利用時間
	非営利	営利	
奥座敷	1,200円以内	2,400円以内	午前9時から正午まで
	1,600円以内	3,200円以内	正午から午後4時まで
	2,800円以内	5,600円以内	午前9時から午後4時まで

(五所川原市立倭武多広場設置条例の一部改正)

第11条 五所川原市立倭武多広場設置条例(平成25年五所川原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表広場使用料の表全区画使用の部1時間の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同部1日の項中「14,000円」を「14,670円」に改め、1区画使用の項中「200円」を「220円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条から第9条まで及び第11条の規定による改正前の五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例第10条第1項第1号の規定、五所川原市市浦地域活性化センター設置条例第6条第1項及び第11条第1項第1号の規定、五所川原市ペット火葬場設置条例第3条の規定、五所川原市立佞武多の館設置条例第9条第1項の規定、五所川原市津軽三味線会館設置条例第6条第1項及び第13条第1項第1号の規定、五所川原市十三湖中の島ブリッジパーク設置条例第5条及び第11条第1項第1号の規定、五所川原市脇元海辺ふれあいゾーン設置条例第5条及び第11条第1項第1号の規定、五所川原市十三湖マリーナ設置条例第3条及び第9条第1項第1号の規定、五所川原市体育施設設置条例第5条第1項及び第10条第1項第1号の規定並びに五所川原市立佞武多広場設置条例第4条第1項及び第14条第1号の規定による使用又は利用の許可を受けている者が納付又は納入する使用料の額又は利用に係る料金の上限額については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の五所川原市太宰治記念館「斜陽館」設置条例第6条第1項の使用の許可及び第15条第1項第1号の利用の許可並びに第10条の規定による改正後の五所川原市楠美家住宅設置条例第5条第1項の使用の許可及び第14条第1項第1号の利用の許可の申請については、この条例の施行の日前においても、それぞれの規定の例により行うことができる。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げ等に伴い、使用料及び利用料金の上限の額を改めるほか所要の事項を改めるため提案するものである。

議案第2号

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年1月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市体育施設設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市体育施設設置条例施行規則(平成17年五所川原市教育委員会規則第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第8条第1項、第11条」に改める。

第4条第2項中「貸切使用」を「貸切り使用」に改め、同条第5項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条第2号中「所定」を「教育委員会（指定管理者が施設を管理する場合においては指定管理者）の許可を受けた場合を除き、所定」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第8条」を「第8条第6項」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（附属設備及び備品類の使用料）

第5条 条例第8条第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める単位は、次の各号に掲げる単位とし、その計算の取扱いについては当該各号の定めるところによる。

- (1) 時間 体育施設の使用時間をいい、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- (2) 1回 体育施設の使用回数をいい、使用時間にかかわらず、1申請当たり1回として計算し、使用が数日に及ぶ場合は、1日当たり1回として計算する。

2 条例第8条第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める附属設備及び備品類の使用料は、別表第3のとおりとする。

3 条例第8条第1項ただし書及び第9条第3項の規定により教育委員会規則で定める体育施設の利用料金については、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。この場合において、同表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市民体育館	(1) 五所川原市の休日に関する条例（平成17年五所川原市条例第2号）第1条第1項第1号及び第2号に定める休日（以下「市の休日」という。）の翌日（その日が市の休日に当たるときはその市の休日の直後の市の休日でない日）（以下「市の休日の翌日」という。） (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市営球場	(1) 市の休日の翌日 (2) 11月から翌年の3月まで
五所川原市営庭球場	(1) 市の休日の翌日

	(2) 11月から翌年の3月まで
五所川原市北斗グラウンド	11月から翌年の3月まで

都市公園以外に設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市金木B&G海洋センター（プール）	(1) 毎週月曜日（その日が五所川原市の休日に関する条例第1条第1項第2号に定める休日に当たるときはその翌日） (2) 9月から翌年の6月まで
五所川原市市浦B&G海洋センター（体育館）	(1) 市の休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市市浦B&G海洋センター（艇庫）	10月から翌年の6月まで
五所川原市嘉瀬スキー場	3月から12月まで
五所川原市金木運動公園	(1) 市の休日の翌日 (2) 11月から翌年の3月まで
五所川原市山村広場	11月から翌年の3月まで
五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 市の休日の翌日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市弓道場	(1) 毎週日曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 市の休日の翌日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市金木相撲場	なし
五所川原市漆川体育館	12月28日から翌年の1月4日まで

別表第2 都市公園以外に設置される体育施設の表五所川原市嘉瀬スキー場の項第1号中「月曜日から金曜日までは、」を削り、同項第2号中「日曜日、土曜日、休日」を「市の休日」に改め、「冬季休業日は」の次に「、前号の規定にかかわらず」を加え、同表五所川原市金木運動公園の項第3号を削り、同表五所川原市弓道場の項中「午後5時」を「午後9時」に改め、同表五所川原市勤労者総合スポーツ施設の項第1号中「月曜日から土曜日までは、」を削り、同項第2号中「日曜日及び休日は」を「市の休日（土曜日を除く。）は、前号の規定にかかわらず」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

区分		使用料
可搬式ストーブ小	1台	200円／時間
可搬式ストーブ中	1台	300円／時間
可搬式ストーブ大	1台	700円／時間
机	1台	60円／1回
椅子	1脚	30円／1回
フロアシート	1枚	200円／1回
土俵台	一式	10,000円／1回

畳	1枚	100円／1回
ワイヤレスアンプ	一式	200円／1回

様式第3号及び様式第4号中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の別表第3に規定する附属設備及び備品類の使用又は利用の許可の申請については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

議案第3号

令和2年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について

令和2年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について次のとおり定めるものとする。

令和2年1月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

令和2年度における五所川原市の学校教育の充実を図るため、五所川原市学校教育指導の方針と重点を定める。

方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努める。

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等による社会の加速度的な変化により、これまで以上に予測が困難な時代を迎える子供たちには、社会の変化に積極的に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造していく力、状況に応じて目的を再構築する力を身に付けることが求められている。

このような中、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、児童生徒が必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図るという理念のもと、学習指導要領が改訂された。これからの学校には、児童生徒や学校、地域の実態に合わせて、全教職員の連携・協力のもとに、「社会に開かれた教育課程」を編成し、実施していくことが大切である。

五所川原市教育委員会では、「五所川原市教育施策の大綱」の基本理念であり、「五所川原市教育振興計画」の基本政策でもある『個性を伸ばし育む人財・文化づくり』を実現し、五所川原市の教育の振興を推進するため、教育基本目標を、『ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり』とし、市の現状と課題を明確にした上で効率的かつ効果的な教育施策を実施している。特に、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた力を養成し、生きる力を育むとともに、きめ細かな学習支援、特別支援教育の推進等により、一人一人の個性・能力を伸ばすとともに、国際化・情報化時代に対応した人財の育成を図っている。

このことを受け、各学校においては、子供たちや地域の実情を踏まえた特色ある教育活動が展開されているものの、標準学力検査や県学習状況調査等の結果からは、習得した知識・技能を活用する力や、思考力・判断力・表現力が十分でないなどの課題が挙げられる。また、特別な配慮を必要とする子供への支援や、生活や学習に様々な困難を抱えている子供への対応が各学校の課題となっている。加えて、生活リズムの乱れや肥満傾向児童生徒の増加など健康に関する課題も挙げられる。

これらのことから、「確かな学力の向上」と「豊かな心と健やかな体の育成」とを一体として捉えるとともに、これらを支える基盤である「教職員の資質能力の向上」を含めて、本市学校教育の課題とする。

○学校教育の課題解決に向けて

【確かな学力の向上】

「確かな学力の向上」については、子供たちが「何を知っているか」とどまらず、「何ができるようになるか」に発展させることを重点とし、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の

充実に努めることが大変重要である。

そのために、

- ・ 教員が教えることと考えさせることを明確にし、必要で効果的な学習活動を考え、授業の工夫・改善を重ねていくことで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めること
- ・ 児童生徒が協働的に学びに向かう集団として育成されるよう、学級経営の充実に図り、生徒指導の機能を生かした授業づくりに努めること
- ・ 子供の能力を最大限に伸ばす実践的指導力の向上に努めること

これらの三つを柱に、組織的に継続して取り組んでいくため、『五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト』を推進することが重要である。

【豊かな心と健やかな体の育成】

「豊かな心と健やかな体の育成」については、教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実により、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努めることが大切である。また、心身の健全な発達を促し、自ら運動に親しみ、健康で安全な生活を送るための基盤を培うことが重要である。

そのために、

- ・ 「特別の教科 道徳」においては、目標と特質を捉えるとともに、児童生徒の発達の段階や特性などを考慮して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫に努めること
- ・ 家庭との連携により基本的な生活習慣を確立させるとともに、心身ともに健康で安全な生活態度育成についても課題を明確にし、具体的取組の実施に努めること
- ・ 児童生徒理解の深化を図り、規範意識に基づいた行動様式を定着させるとともに、教師と子供及び子供同士の心の結び付きを基調とした指導を通して、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること

これらの三つを柱に、『豊かな心と健やかな体の育成のためのポイント』に留意して、組織的・計画的に取り組んでいくことが重要である。


【教職員の資質能力の向上】

このような教育活動を具現化するためには、校長の明確な経営ビジョンの下、保護者や地域から信頼される開かれた学校づくりを一層推進するなど、学校経営に創意工夫をこらすことが必要である。また、学校教育の直接の担い手である教職員一人一人の意識改革が求められる。さらに、学習面や生徒指導面において、9か年で子供を育てるという視点に立って小・中学校の連携を図り、互いに指導力を高め合うことが大切である。

そのために、

- ・ 教職員一人一人が教育公務員としての自覚をもち、服務規律の確保に努めるとともに、常に学び続ける意識をもち、自己研鑽に努めること
 - ・ 今日的な教育課題等に対応した研修を深めるとともに、学校の教育課題の解決に向け、教員等の共通理解の基に、組織的・継続的な校内研究の充実に努めること
 - ・ 小・中学校の連携を通して、目指す子供像の実現に向けて何をどのようにして指導するかについて共通理解を図り、具体的な実践による学区教育研究会の充実に努めること
- これらの三つを柱に、教職員の資質能力の向上を図っていくことが重要である。

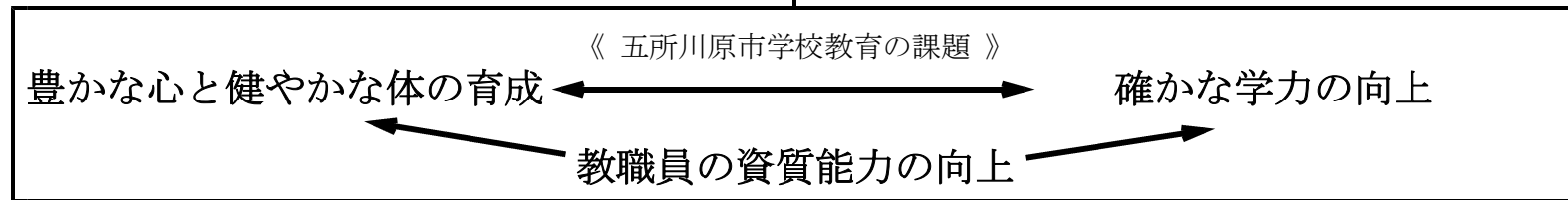
以上のことから、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進のため、次の12の重点を設定した。


 《五所川原市教育施策の大綱》の基本理念：「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」
 《五所川原市教育振興計画》の施策の展開
 1 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実 2 学校・家庭・地域の連携推進
 3 生涯学習・スポーツの推進 4 芸術・文化活動の推進と郷土芸能の継承

《五所川原市教育基本目標》
ふるさとを愛し、ふるさとの文化を育む心豊かでたくましい人づくり

《五所川原市学校教育指導の方針》
個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進

《めざす子供像》 知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒



豊かな心と健やかな体の育成のために	確かな学力の向上のために
<p>【豊かな心と健やかな体の育成のためのポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための「考え、議論する道徳」の授業の実践 基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係づくり、健康で安全な生活づくりに向けた、家庭や地域社会との連携 児童生徒が主体となつたいじめの根絶や、問題行動・不登校等の未然防止に向けた取組の推進 	<p>【五所川原市「確かな学力」向上プロジェクト】</p> <ol style="list-style-type: none"> カリキュラム・マネジメントと連動した「確かな学力」向上プランの推進 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりと学級経営 校内研修・研究の充実（組織的、主体的、継続的な研修・研究の推進）

重		点	
<p>12 研修の充実</p> <p>教員等の資質能力を高め、自校の教育課題を解決するために、組織的、主体的、継続的な研修の充実に努める。</p>	<p>11 環境教育の推進</p> <p>一人一人の子供が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。</p>	<p>10 国際化に対応する教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、郷土に対する愛着と誇りを培い、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の充実に努める。</p>	<p>9 情報化に対応する教育の推進</p> <p>一人一人の子供が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努めるとともに、各教科等の目標を達成するためにICTの活用を図る。</p>
<p>8 総合的な学習の時間の充実</p> <p>一人一人の子供が、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことができるよう、各教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力の育成に努める。</p>	<p>7 キャリア教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。</p>	<p>6 特別支援教育の充実</p> <p>発達障害を含む障害のある子供が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。</p>	<p>5 体育・健康教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体の育成に努める。</p>
<p>4 特別活動の充実</p> <p>一人一人の子供が、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決していくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。</p>	<p>3 道徳教育の充実</p> <p>一人一人の子供が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて、他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性の育成に努める。</p>	<p>2 生徒指導の充実</p> <p>一人一人の子供が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、協働的な指導体制の下で、心の結び付きを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。</p>	<p>1 授業の充実</p> <p>一人一人の子供が、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう、温かな人間関係の形成や学び合う学習集団づくりを図りながら、より効果的な指導と学習活動の工夫・改善に努める。</p>

議案第4号

五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について

下記の者を五所川原市文化財保護審議会委員として委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

令和2年1月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

記

伊藤昭雄
伊藤一弘
岩崎繁芳
佐藤文治
白川雅子
成田義正
新岡巖
半澤紀
松橋浄嗣
山口信保

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第5号）第2条第1項第8号の規定により、五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について、同意を求めるため提案するものである。